

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和3年度及び2年度第3次補正農林水産関係予算のポイント － コロナ禍におけるデジタル改革と輸出力の強化 －
著者 / 所属	飯 和哉 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	431号
刊行日	2021-2-5
頁	125-135
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20210205.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和3年度及び2年度第3次補正農林水産関係予算のポイント

— コロナ禍におけるデジタル改革と輸出力の強化 —

飯 和哉

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和3年度農林水産関係予算の総額は、2兆3,050億円の前年度とほぼ同規模となり、令和2年度第3次補正農林水産関係予算は8年ぶりに1兆円を超え、1兆519億円となった。予算の重点事項としては、菅内閣が掲げるデジタル改革や農林水産物・食品の輸出力強化が挙げられる。

デジタル改革では、生産性を高めるスマート農業の更なる加速や生産者の負担を軽減する行政手続のオンライン化に向けた予算が計上された。

農林水産物・食品の輸出力強化としては、令和12(2030)年に輸出額5兆円という目標の達成に向けて海外での販売力の強化、生産体制の強化、輸出障壁の克服に必要な予算が計上されたほか、農林水産省の組織再編が予定されている。

そのほか、国民の主食である米の需給緩和を受けた対策、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている農林水産業の担い手に対する支援を行う。

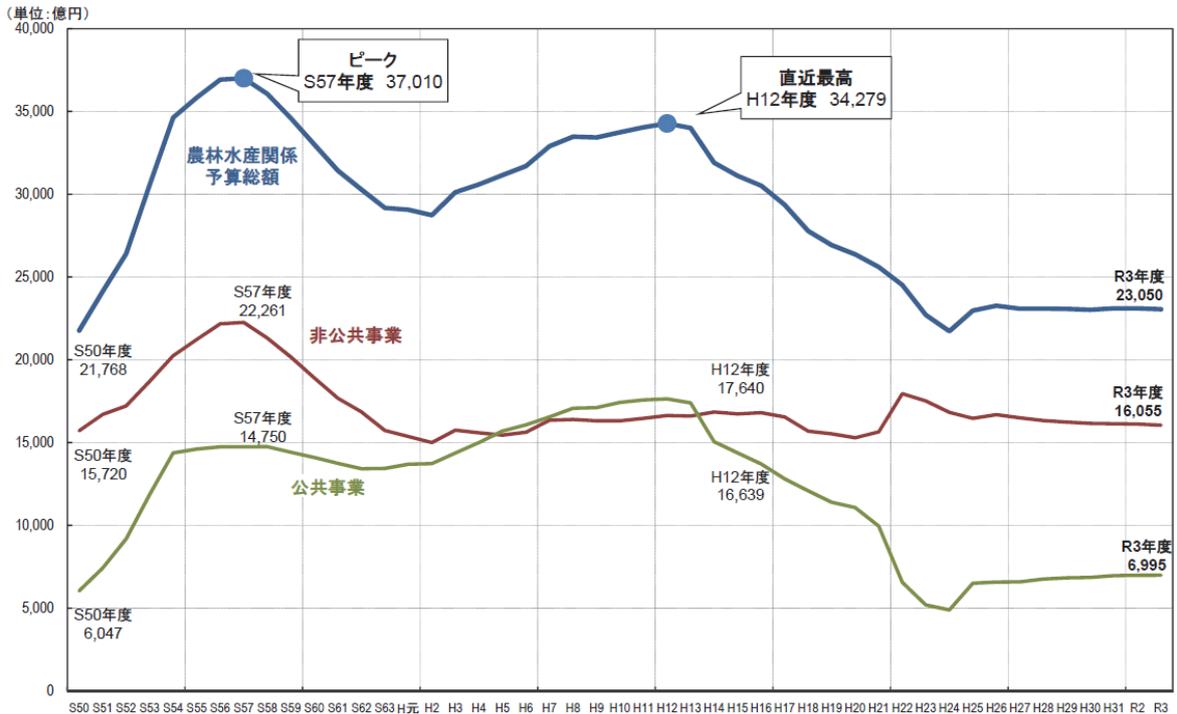
新型コロナウイルス感染症により国民の関心が高まった食料安全保障の確立に向けて、これらの施策が講じられることで、我が国の農林水産業の生産基盤が強化されるのか、さらに国民的な理解が進むのか注目される。

1. はじめに

令和3年度農林水産関係予算(以下「3年度予算」という。)の総額は2兆3,050億円(前年度当初予算より59億円減)で、前年度当初予算とほぼ同規模となった。3年度予算の内訳は、公共事業費6,995億円(前年度当初予算より6億円増)、非公共事業費1兆6,055億円(前年度当初予算より64億円¹減)となった(図表1)。

¹ 計数は、四捨五入をしているため、内訳と合計が一致しないものがある(以下、本稿において同じ)。

図表 1 農林水産関係予算の推移



(出所) 財務省「令和3年度農林水産関係予算のポイント」(令和2年12月)

令和2年度第3次補正農林水産関係予算(以下「2年度3次補正」という。)の総額は1兆519億円となり、補正予算としては8年ぶりに1兆円を超える規模となった。「総合的なTPP等関連政策大綱」(令和2年12月8日改訂²(TPP等総合対策本部決定))の施策の実施のため、3,220億円が計上されているほか、新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナ」という。)対策として3,533億円が計上されている。

新型コロナの拡大防止策とポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現等の施策を講じるとした「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)に基づき、いわゆる「15か月予算」³の考え方で、3年度予算と2年度3次補正は一体として編成⁴された。そこで、本稿においても3年度予算と2年度3次補正を一体として捉えた上で、ポイントとなる施策を紹介する。

2. 予算の重点事項

令和2年9月に発足した菅内閣は、デジタル改革や農林水産物・食品の輸出促進を主要政策として打ち出した。

² 今回の改訂は、令和2年10月に署名した地域的な包括的経済連携協定(RCEP)及び新型コロナ危機への対応の視点を加え、環太平洋パートナーシップ協定(TPP)等の各協定を最大限に活用するための政策を改めて整理するためのものである。

³ 前年度の補正予算と当年度の当初予算を一体として編成する考え方をいう(第183回国会参議院予算委員会会議録第3号42頁(平25.2.19))。

⁴ 「令和3年度予算編成の基本方針」(令和2年12月8日閣議決定)

人口減少社会に入り、産業競争力の低下や地域社会の活力低下が懸念される我が国において、デジタル技術の活用による産業や社会の変革（デジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。））は極めて重要な課題であり、農林水産分野でも生産性を高めるために、ドローンやデータを活用するスマート農業が推進されてきた。更なる加速化が重要である。また、農業現場のみならず、行政手続などの事務に関して生産者が経営に集中できる環境を整備するため、オンライン化を図ることでDXを進めていく必要があり、これらの施策の推進に向け、必要な予算が確保されている。

国内の食市場は、今後、人口減少と少子高齢化の進行により縮小することが見込まれることから、拡大する海外の食市場の需要を取り込むことで我が国の農業・農村の持続性を確保し、農業の生産基盤を維持していく必要がある。そこで、政府は、我が国の農林水産物・食品の輸出を拡大していく⁵としており、海外での販売力強化、生産体制の強化、輸出障壁の解消を一体的に進めるための予算が措置されている。

国民の主食として重要な役割を担っている米は、高齢化や食生活の変化等を背景に需要の減少傾向が続いている。令和2年産米は、新型コロナの影響により外食を中心として需要が減少し、需要に見合った作付面積の削減も進まなかったことから在庫が過剰となっている。そこで、米の需給対策として、令和2年産米の需要拡大・販売促進対策等を講じるとともに、令和3年産米の作付転換を拡大するため、水田活用の直接支払交付金制度や新市場開拓に向けた水田リノベーション事業等の施策が講じられる。

このほか、新型コロナ対策として、経営継続補助金や高収益作物次期作支援交付金による農林漁業者への追加支援、飲食店等の支援策であるGo To Eatキャンペーン事業の延長の措置が講じられる。

3. 農林水産分野におけるデジタル改革

(1) スマート農業の更なる加速

スマート農業とは、我が国の熟練した農業技術とロボット、AI（人工知能）、IoT（モノのインターネット）等の先端技術の融合により、作業の効率化・省力化及び高度な農業経営を実現する農業である。

農林水産省は、令和元年度から行われている先端技術の現場導入・実証を進めるスマート農業加速化実証プロジェクトの成果として、スマート農業の現場実装を加速化するための施策を「スマート農業推進総合パッケージ」として令和2年10月に取りまとめた。この中で、現在全国148地区で進行しているスマート農業実証プロジェクトについて、作物別にコストやメリットを分析し発信するほか、機械の導入費用を抑えるため、農業機械のシェアリング等の実証に取り組むとしている。また、平成31年4月から本格稼働した農業データ連携基盤⁶（WAGRI）の活用促進のための環境整備などスマート農業普及のための環境整備を行うとした。これらの施策を推進するため、3年度予算で14億円、2年度3次補正で62億円が計上された。

⁵ 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）（以下「基本計画」という。）

⁶ 農業に関するデータ連携・共有・提供機能を有するデータプラットフォーム。

スマート農業実証プロジェクトの水田作の中間報告では、スマート農機の導入により、労働時間が短縮された一方、機械の導入費用がかさむことで利益が減る結果も出ており⁷、農業現場の実証データを通じて得られた課題を解決し、普及を促進することが求められる。

(2) 農林水産行政のDXの推進

農林漁業者の高齢化や労働力不足等の課題がある中で、生産者が経営に集中できる環境を整備するため、農林水産省が所管する全ての行政手続の申請書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、パソコンやスマートフォンで申請が行えるようにする⁸ため、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築に必要な予算として、3年度予算で39億円（前年度より32億円増）、2年度3次補正で29億円が措置されている。

農業従事者が減少し続ける中で、労働力不足対策として増加していた外国人材は、新型コロナウイルスの影響で、受入れの見通しが立たない状況⁹となっている。政府は、高齢化や労働力不足に対応しつつ、生産性を向上させ、農業を成長産業とするため農業のDXは不可欠である¹⁰としており、スマート農業やDXの推進によって、生産現場の課題解決が実際に進んでいくのか注目される。

4. 輸出力強化

(1) 輸出本部の設置と輸出拡大実行戦略の策定

我が国の農林水産物・食品の輸出額は、平成24（2012）年の約4,497億円から令和元（2019）年には9,121億円と2倍以上に増加した。令和2（2020）年を見ると、上半期は、新型コロナウイルスによる海外における外食需要の低迷、商談会の中止・延期、旅客便の大幅減便による生鮮物流の停滞などから、ホタテや牛肉等の輸出額が大きく減少したこともあり、前年同期比で8.2%の減額となった¹¹。7月以降は、上半期でも安全・安心志向や海外の家庭食へのシフトにより増加していた鶏卵等の家庭消費向け品目が更に伸びたほか、経済活動が回復したアジアを中心とした国々への牛肉等の外食向けの品目の輸出も増加したことから、1月から11月の前年同期比で0.2%減と減少幅は縮小している（図表2）。

⁷ 『日本農業新聞』（令2.11.25）

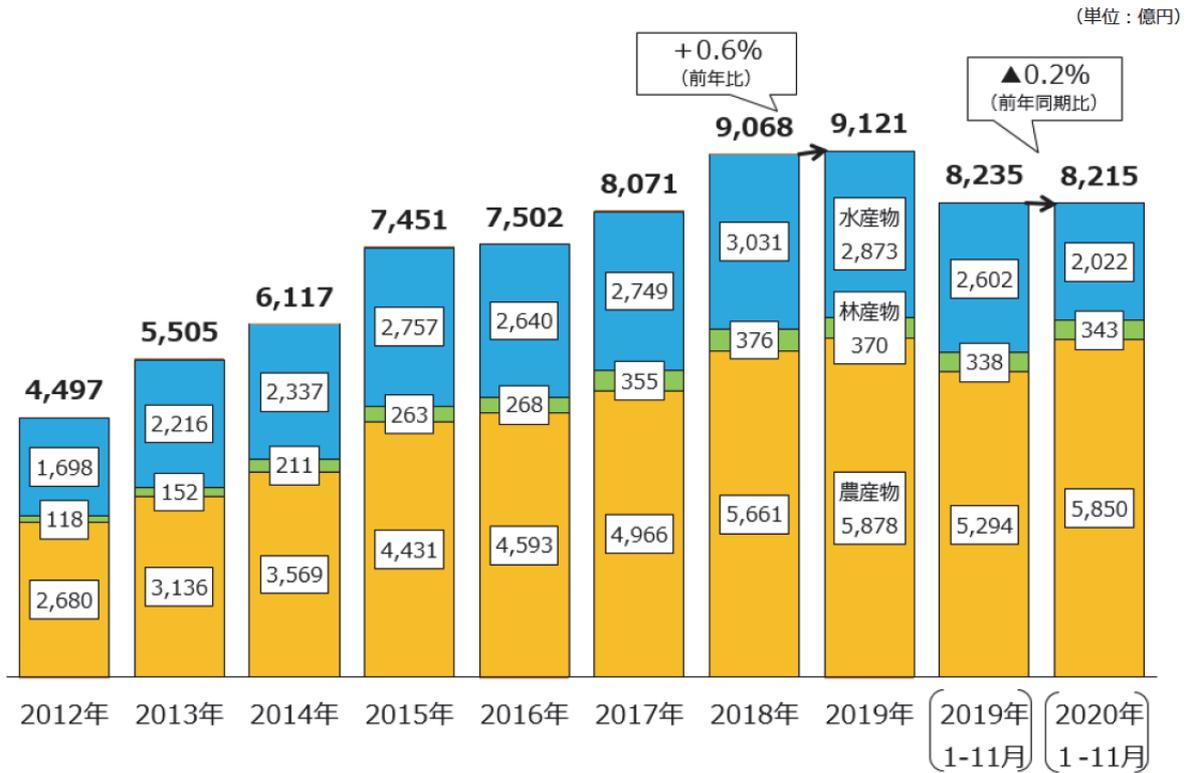
⁸ 農林水産省は、令和4（2022）年度までに所管する全ての法令に基づく手続及び補助金・交付金の申請手続のオンライン化を図るとしている（農林水産省「農林水産省デジタル・ガバメント中長期計画」（令和2年3月27日））。

⁹ 農林水産省「スマート農業の展開について」（令和2年12月）

¹⁰ 基本計画6頁

¹¹ 第7回農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議議事要旨（令2.6.23）〈https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/yunyuuokoku_kisei_kaigi/dai7/gijiyousi.pdf〉（以下、URLの最終アクセスはいずれも令和3年1月20日）

図表2 農林水産物・食品の輸出額の推移



(出所) 農林水産省「農林水産物・食品の輸出促進について」(令和3年1月)

国内の食市場は、今後、人口減少と少子高齢化の進行により縮小することが見込まれる。そこで、拡大する海外の食市場の需要を取り込むことで我が国の農業・農村の持続性を確保し、農業の生産基盤を維持していくため、基本計画では令和12(2030)年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を設定した。この目標を実現するため、令和2年4月1日に農林水産省に輸出の司令塔組織である農林水産物・食品輸出本部が設置され、同年11月30日には輸出の拡大を実現するため「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(農林水産物・食品の輸出拡大のための輸入国規制への対応等に関する関係閣僚会議決定)(以下「実行戦略」という。)が策定され、海外での販売力の強化、生産体制の強化、輸出障壁の解消を一体的に進めるとしている。

(2) 海外での販売力の強化と生産体制の強化

実行戦略では、輸出額5兆円という目標の達成には、海外市場で求められるスペック(量・価格・品質・規格)の産品を専門的・継続的に生産・販売する体制整備が不可欠であることから、海外で評価される日本の強みがあり、輸出拡大の余地が大きい27品目を重点品目を選定し、品目毎に輸出額目標や方策等を設定した。これらの重点品目の海外での販売力を官民一体となって強化するため、3年度予算及び2年度3次補正で、独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)による国内外の商談会の開催や、日本食品海外プロモーションセン

ター (JFOODO)¹²による海外市場分析に基づく戦略的プロモーションや新たなマーケット開拓の取組の支援を行う。また、生産体制を強化するため、海外市場のニーズや輸出先国の求める農薬規制・衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するためのG F P¹³グローバル産地計画の作成支援やG A P 認証¹⁴等の規格取得の支援を行う。

(3) 輸出障壁の克服と輸出・国際局の設置

我が国の農林水産物・食品については、日本からの輸入が規制されている場合や各国の規制に対応する国内の加工施設が少ない等の理由により輸出が行えない品目がある。そこで輸出本部の下で、各国の規制の緩和・撤廃に向けた協議を行うとともに、各国の規制に対応するためのHACCP¹⁵対応施設の整備に向けた支援を行う。

近年、シャインマスカット等の我が国の優良品種が海外に流出し、我が国の輸出に支障が生じる事態が生じていることから、登録品種を育成者権者¹⁶の意思に応じて海外流出を防止することができるようにするための措置等を内容とした「種苗法の一部を改正する法律」(令和2年法律第74号)が、第203回国会(臨時会)で成立し、一部を除き本年4月1日に施行される。これに加え、海外における品種登録出願(育成者権取得)や権利侵害対応等に係る経費を支援するとともに登録品種の簡易な許諾方法のモデル構築を支援する植物品種等海外流出防止総合対策事業として3年度予算で2億円、2年度3次補正で4億円が措置された。

さらに、輸出拡大に向けた取組を実行するため、農林水産省は令和3年度に、輸出・国際局(仮称)を新設する¹⁷。輸出・国際局は輸出を所掌している食料産業局と貿易交渉を所掌している大臣官房の国際部を統合するもので、農林水産省の輸出関連施策を一元的に実施するとしている¹⁸。

¹² JETRO に設置された日本産農林水産物・食品のブランディングのためにオールジャパンでの消費者向けプロモーションを担う組織。JFOODO (ジェイフード) の略称は海外でも日本のイメージとして知名度の高い「武士道」「剣道」「茶道」などに並び、「食の道」を世界に発信するとともに、日本の文化(風土)とともにアピールする姿勢を表現したもの(JETRO ホームページ「JFOODO について」<<https://www.jetro.go.jp/jfoodo/about/>>)。

¹³ Global Farmers Fishermen Foresters Food Manufacturers Project (農林水産物・食品輸出プロジェクト)。

¹⁴ Good Agricultural Practice (農業生産工程管理)。持続可能性の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化、消費者や実需者の信頼の確保等に役立つことが期待されており、G A P 認証等が2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の食材調達基準とされていることを契機として、農林水産省は、指導者の育成等を通じて、国際水準のG A P の取組やG A P 認証の取得の拡大を更に進めていくこととしている(農林水産省『令和元年度食料・農業・農村白書』102頁)。

¹⁵ Hazard Analysis and Critical Control Point (危害要因分析・重要管理点)。原料受入れから最終製品までの各工程で、微生物による汚染、金属の混入等の危害の要因を予測(危害要因分析: Hazard Analysis)した上で、危害の防止につながる特に重要な工程(重要管理点: Critical Control Point、例えば加熱・殺菌、金属探知機による異物の検出等の工程)を継続的に監視・記録する工程管理のシステム(農林水産省『令和元年度食料・農業・農村白書』360頁)。

¹⁶ 新たに植物品種を育成した者(育成者)は、その品種を国に登録することにより、知的財産権の一つである育成者権を得て、当該登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等を一定期間独占することができる。

¹⁷ 輸出・国際局以外の組織再編として、米麦政策を担当する政策統括官と生産局の園芸作物部門等を統合し農産局を設置するほか、生産局の畜産部を畜産局に再編し、食料産業局の食品産業部門は大臣官房の新事業・食料産業部が担当することになる(『日本農業新聞』(令2.12.29))。

¹⁸ 『日本農業新聞』(令2.12.29)

農林水産物・食品の輸出拡大をめぐるには、政府の行政改革推進本部の下に設置されている行政改革推進会議が令和2年秋の年次公開検証（秋のレビュー）の取りまとめで、農業者の所得の向上に結び付くような高付加価値品を創出することが必要と指摘しており、輸出力強化のための施策が農業者の所得向上につながるか注目される。

5. 米の需給緩和対策

(1) 需給をめぐる現状

国民の主食である主食用米等の需要は、高齢化や食生活の変化等により一貫して減少傾向にある。令和元年7月から令和2年6月までの1年間の需要実績は714万トン（前年より20万トン減）となり、令和2年6月末の民間在庫量は米の安定供給を確保できる水準である180万トンを大きく超え、平成28年の204万トン以来4年ぶりに200万トン¹⁹の水準を超えた²⁰。令和2年の米穀販売事業者における販売数量は、新型コロナに伴う外出自粛要請等により2月から4月に家庭用（小売事業者向け）の需要が高まったが、その後は前年よりやや高い水準で推移している。また、中食・外食事業者等向けの販売数量は、特に4月から5月に大きく減少し、その後も低迷している。令和3年6月までの主食用米等の需要量の見通しは711万トンから716万トンとしている²¹。

図表3 米穀販売事業者における販売数量の動向（前年同月比）

	元年 11月	12月	1月	2年 2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
小売事業者向け	99%	99%	101%	110%	124%	110%	95%	104%	103%	105%	102%	103%
中食・外食事業者等向け	95%	97%	98%	99%	88%	75%	76%	89%	86%	85%	89%	92%
販売数量計	97%	98%	100%	105%	108%	94%	86%	97%	95%	95%	96%	98%

（出所）農林水産省「米に関するマンスリーレポート」（令和2年12月号）

一方、主食用米等の供給について見ると、令和2年産米は西日本でトビイロウンカの被害や日照不足・台風の影響もあり不良となったことから、予想収穫量は723万トン（前年より3万トン減）²²となったものの、需要の減少に見合うほどの下振れとはなっていない。これらの需給の状況を踏まえると、令和3年6月末民間在庫量は207～212万トンに増加すると試算され、令和4年6月末の民間在庫量を需給状況の目安となる200万トンとするためには令和3年産米の適正生産量を693万トンとする必要があり、それには前年比で30万トン以上の減産・転作が求められる²³。

¹⁹ 6月末の民間在庫量200万トンは米価安定の目安とされる（『週刊農林』（令2.12.25））。

²⁰ 『日本農業新聞』（令2.7.30）

²¹ 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」（令和2年11月）

²² 令和2年産米の収穫量（確定値）は722万5,000トンとなった（農林水産省「令和2年産水陸稲の収穫量」（令和2年12月9日））。

²³ 農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本方針」（令和2年11月）

（２）令和２年産米の需給対策

米の需要拡大・販売促進対策としては、令和２年度第１次補正予算（以下「２年度１次補正」という。）で措置された国産農林水産物等販売促進緊急対策の対象品目に中食・外食向けの米を新たに追加²⁴し、インターネット販売サイトを通じて販売する米の送料や中食・外食事業者等の販売促進キャンペーンで使用する米の費用等を支援している。また、２年度３次補正で新型コロナの感染拡大に伴う需要の減少の影響を受けている者の販売促進・販路の多様化等の取組を支援するため国産農林水産物等販路多様化緊急対策事業として250億円が計上されている。また、各産地が２年産米の調整保管に確実に取り組めるよう、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」による保管経費の支援対象期間を５か月前倒しして令和２年１１月から実施している。

（３）令和３年産米の作付転換拡大

米政策改革により、平成30年産米から国による生産数量目標の配分を行わず、国が策定する需給見通し等を踏まえ生産者の自主的な経営判断により需要に応じた生産を行うこととされている。そこで米政策改革の定着に向けて、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆等の生産支援や地域の裁量で各地の特色ある産地づくりに向けた支援等を行う「水田活用の直接支払交付金」が措置されている。令和３年産米の作付転換への支援としては、３年度予算で同交付金を前年度と同額確保するとともに、２年度３次補正で、水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新（リノベーション）するため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物（野菜等）、麦・大豆への作付転換について、生産コストの低減、製造機械・施設等の導入を支援する「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」等により前倒しして支援を行うとしている。令和２年12月21日に野上農林水産大臣は、３年産米の生産について「正念場を迎えている」と米政策改革以降初めての談話を発表した²⁵。これらの施策と併せて関係者が一体となった取組により需給が均衡するのか注目される。

6. 新型コロナ対策

（１）経営継続補助金

経営継続補助金は、新型コロナの影響を克服するため、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復、販売方式の確立・転換などの経営継続に向けた農林漁業者の取組を支援することを目的として、令和２年度第２次補正予算（以下「２年度２次補正」という）で200億円が措置された。農協等の支援機関²⁶による経営計画の作成から実行までの支援を受けた常時従業員数20人以下の農林漁業者が「経営継続に関する取組」及び「感染拡大防止の

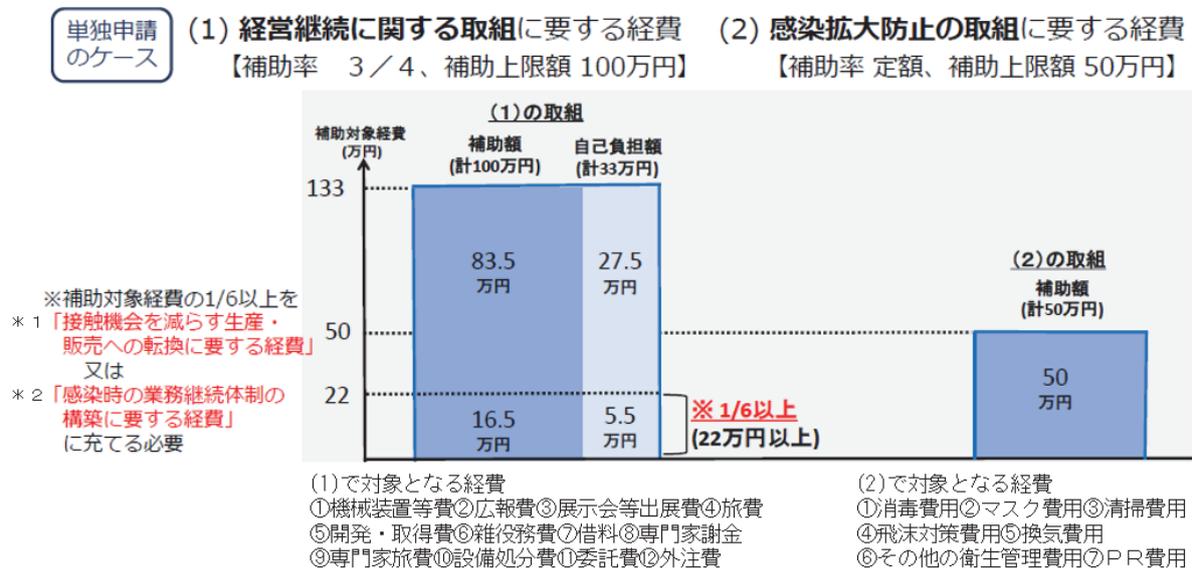
²⁴ 農林水産省ホームページ「野上農林水産大臣記者会見概要」（令和２年11月10日）〈<https://www.maff.go.jp/j/press-conf/201110.html>〉

²⁵ 「令和３年産米の需要に応じた生産・販売に向けて」（令和２年12月21日農林水産大臣談話）

²⁶ 農協のほか、森林組合、漁協、農業経営相談所、6次産業化サポートセンター等が指定されている。

取組」を行った場合²⁷にその経費に対して一定²⁸の補助を受けることができるものである（図表4）。

図表4 経営継続補助金の補助額及び対象経費



*1の例：農業散布用ドローンなどの省力化機械等の導入やネット販売の開始(接触を減らす)、作業場等のレイアウト変更(距離を広げる)
*2の例：人員削減等に備えた「事業継続計画」の策定、Web会議システムの導入

(出所) 農林水産省「経営継続補助金説明資料」(令和2年10月)より筆者作成

2年度2次補正成立後の6月29日に開始した第1次募集では、採択件数が68,292件となり、641億円が必要となった。これを受け、令和2年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費(令和2年10月16日閣議決定)から241億円を支出し、2年度1次補正で措置された国産農林水産物等販売促進緊急対策から200億円を流用することで必要な予算額を確保した²⁹。

10月19日に受付が開始され、11月19日に終了した第2次募集の財源として、2年度3次補正で571億円が措置された。

(2) 高収益作物次期作支援交付金の追加措置

高収益作物次期作支援交付金は、新型コロナの影響による需要の減少により市場価格が低落する等の影響を受けた野菜・花き・果樹・茶等の高収益作物について、次期作に前向

²⁷ 令和2年5月14日以降に発生し、原則、事業実施期間(1次募集：令和2年12月末、2次募集：令和3年2月末)までに支払が完了した経費が補助の対象となる。しかし、機械等の納品が遅れるなどの事情がある場合は、1次募集は支援機関がやむを得ないと認めた場合は2月末まで延長を認め、2次募集についても、対応を検討するとしている(農林水産省「経営継続補助金説明資料(令和2年10月)」)。

²⁸ 上限は単独申請150万円(経営継続に関する取組100万円、感染拡大防止の取組50万円)、共同申請1,500万円(経営継続に関する取組1,000万円、感染拡大防止の取組500万円)となる。なお、共同申請は、例えばJAの生産部会や集落営農組織の構成員の複数で申請するケースなどが想定される(農林水産省「令和2年度第2次補正予算『経営継続補助金関係』のQ&A(未定稿)(令和2年7月9日現在)」)。

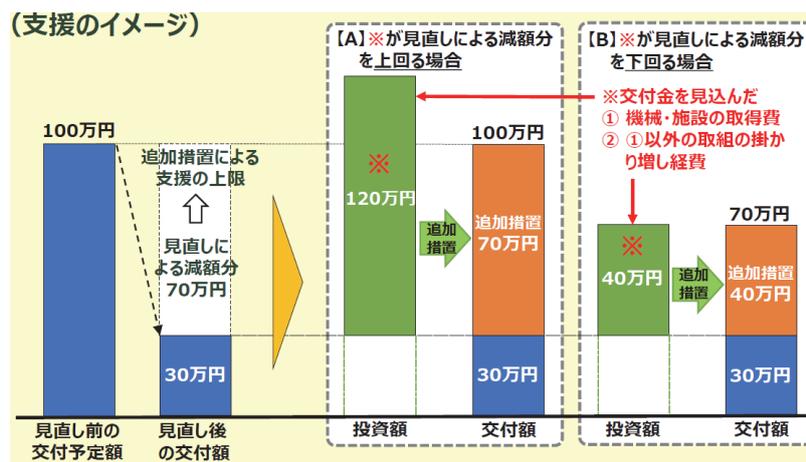
²⁹ 『日本農業新聞』(令2.10.17)

きに取り組む生産者を支援し、国内外の新たな需要を促進するため、2年度1次補正で242億円が計上された。2度行われた公募では、事業要件が厳しいことで申請できずに営農を断念することが生じないよう、減収を要件としなかったことから申請総額が予算額を超過する事態となった³⁰。

10月12日、減収していない品目の申請に対し、交付金を支払うことになれば、新型コロナの影響を受けていないのに支払うことになり、国民の理解を得ることが難しい³¹として、対象を減収のあった品目とし、その減収額を超えない範囲で交付金を支払う等の運用の見直しが行われた。この見直しは、本交付金を見込んで、機材や資材に既に投資を行った生産者の経営に影響が生じるとして、生産現場に混乱が生じる事態となった³²。

これを受け、農林水産省は10月30日、上記の見直しにより交付予定額が減額又はゼロとなった生産者で、同日までに新たに機械・施設の整備を行った又は資材等を購入・発注した者を対象に、①当初の要件での交付予定額、又は②既に生じた経費のいずれか少ない額を上限として追加措置を行うことを発表し、2年度3次補正で1,340億円が計上された(図表5)。

図表5 追加措置の概要



(出所) 農林水産省「高収益作物次期作支援交付金のご案内(令和2年10月追加措置)」

(3) Go To Eatキャンペーンの延長

Go To Eatキャンペーン事業は、飲食店の需要喚起と食材を提供する農林漁業者を応援することを目的として、2年度1次補正により同年10月からオンライン飲食予約事業及びプレミアム付食事券事業の二つの事業が実施されている。

このうち、オンライン飲食予約事業については、オンライン飲食予約サイト経由で、飲食店を予約・来店した消費者に次回以降に飲食店で使用できるポイントを付与するもので、

³⁰ 11月2日時点で第1次公募及び第2次公募の申請総額は460億円となっている(第203回国会衆議院予算委員会議録第3号16頁(令2.11.4))。

³¹ 第203回国会衆議院予算委員会議録第3号16頁(令2.11.4)

³² 『日本農業新聞』(令2.10.24)

予算額に達したことから新規の予約受付は終了している。一方、プレミアム付食事券事業は、都道府県等の公募により選ばれた事業者が食事券を発行し、消費者は当該都道府県等の登録飲食店のみで使用する仕組みとなっているが、新型コロナの感染拡大を受け、11月24日から一部の都道府県で新規販売の一時停止と消費者に対して、利用を控える旨の呼びかけを行っている。

これを受け、食事券の新規販売の期限を令和3年1月末から3月末に、利用期限を3月末から6月末に延長するとともに、2年度1次補正の残額と2年度3次補正を財源として、食事券が追加で販売されることになった。既存の食事券は購入費用に25%分が上乗せされて販売されているが、飲食業の需要喚起効果を極力損なわない範囲にしながら、事業終了後の需要反動減を抑えるため、追加販売分の上乗せは20%となる。感染防止が図られているのか注視するとともに、飲食店の売上げ増の効果の検証も求められる。

7. おわりに

近年の我が国の農業・農村を取り巻く状況は、人口減少と高齢化による国内マーケットの縮小・農業者の減少、頻発する自然災害や家畜伝染病の発生により厳しい状況となっている。さらに、新型コロナの発生によってロシアやウクライナなどの食料輸出国による輸出規制が行われたことで食料供給リスクに対する国民の関心が高まった。野上大臣は令和2年9月の就任時に、農林水産業の成長産業化と地域の活性化を更に進めて、食料安全保障の強化・食料自給率の向上を図りたい³³との考えを示している。

基本計画は、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることにより確保する必要があること³⁴、国内の農業生産の増大を図るには、国産農産物が消費者から積極的に選択される状況を創り出す消費面の取組が重要であるとしている。

令和2年12月15日に改訂された農林水産業・地域の活力創造プランでは、ポストコロナ時代における食料安全保障の強化として、新型コロナの世界的な感染拡大によって顕在化したリスクについて、需要変化や生産・流通・消費の動向等に関する実態調査を行い、リスク分析・評価をした上で、食料安全保障に関して今後講じるべき新たな取組を検討し、本年6月までに取りまとめるとしている。

3年度予算及び2年度3次補正では、デジタル化や輸出力強化等の施策に加え、農業・農村への国民の理解醸成を図るため、食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業を実施するための措置も講じられている。これらの施策により、我が国の農林水産業の生産基盤が強化されるのか、また、国民的な理解が進むのか注目される。

(いい かずや)

³³ 農林水産省ホームページ「野上農林水産大臣就任記者会見概要」（令和2年9月17日）〈<https://www.maff.go.jp/j/press-conf/200917.html>〉

³⁴ 基本計画の根拠法である「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）においても「国民に対する食料の安定的な供給については、（中略）国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入及び備蓄とを適切に組み合わせるべきである。」（第2条第2項）とされている。